

伊勢崎市
タクシー活用事業利用システム
提案依頼書
(Request For Proposal)

令和6年4月



都市計画部交通政策課

1. 提案依頼の目的

本事業は、市民、事業者、行政の3者をデジタルでつなぎ、移動支援を必要とする高齢者・障がい者等の交通弱者に対して、タクシー料金を助成する事業である。この事業ではマイナンバーカードを利用し、利用登録時間の短縮、事業提携を行ったタクシー事業者のタクシーに乗車する際に本人確認や料金の割引を行うことで、気軽に利用できる事業を目指す。この事業を通して、家族の支援なしで交通弱者が安心して外出できる環境を整備し、賑わい創出につなげることを目的とする。

事業のコンセプト：

マイナンバーカードを用いたタクシー料金助成事業を実施することで、交通弱者が安心して外出できる環境を整備し、賑わい創出につなげる

実現したいこと：

- ・交通弱者の日常生活における移動手段確保及び賑わい創出
(域内移動手段の提供)
- ・地域公共交通利用促進のためのパーソントリップの把握
(年齢や移動先等のデータに基づく公共交通の連携及び共存や、タクシー事業者のタクシー配備についての相互の情報提供)
- ・地域全体のDX推進
(デジタルツールの活用によりタクシー事業者・利用者が参画し煩雑な事務を簡略化する)

本事業では、伊勢崎市役所本庁舎で受付窓口を開き、マイナンバーカードを市民に持参してもらったうえで、利用登録受付を行う方式を採る。利用登録者はタクシー利用時にマイナンバーカードを車載端末（スマートフォンやタブレット端末を想定）にかざすことで、登録した利用者の情報を把握し、実際のタクシー利用料金から本市が独自に設定している割引料金を算出し、タクシー事業者が設定している支払い方法で会計を済ませる。当該計算データを蓄積し、タクシー事業者が計算を行わずとも料金から利用者の支払額を引いた補助額を伊勢崎市に請求できる書式に自動変換を行うことで、事業者の負担も軽減させる。市民の利便性の確保はもちろんのこと、事業を提携して行うタクシー事業者の負担を事務・支出の面から軽減することで、持続可能な事業を行える環境を整えていく。なお、マイナンバーカードを所持していない利用者に対しては紙のチケットを併用し、同一システムの中で管理を行うことで、マイナンバーカードの有無によらず、サービスを受給することが可能なシステムとする。

以上を踏まえ、本市においてマイナンバーカードを用いたタクシー活用事業を行い、令和6年度の運用に必要となる業務を委託するにあたり、タクシー活用事業利用システムの優先交渉事業者をプロポーザル方式で選定する。

2. 委託内容

- (1) 件 名 : タクシー活用事業利用システム導入委託
- (2) 内 容 : マイナンバーカードを用いたタクシー活用事業利用システムの導入、マイナンバーカードと本事業の連携、タクシー事業者の本事業に係る精算管理に関するシステム構築、システムの保守

運用、打合せ、伊勢崎市・事業者のマニュアル作成、J-LISとの連携、プロジェクト管理、各種報告、その他運用に必要となる業務を委託する。

3. 前提条件

本件の実施にあたり前提とする条件は別紙1「前提条件」のとおり。なお、本条件は導入における基本方針であり、原則、全ての条件を満たすこととするが、より良い提案がされた場合には、本市との合意のうえ採用するものとする。

4. 求める機能について

本システムで求める機能等については、別紙2「要求機能一覧」のとおり。

5. 導入スケジュール等

(1) スケジュール

本事業に係るスケジュールは次のとおり

令和6年 5月 委託契約締結・業務開始

令和6年 11月 運用開始

(2) 導入にかかる留意点

① 連携協力事業者（部分下請け事業者）

本事業を遂行するにあたり、業務遂行の円滑かつ安定性、安全性を確保するため、提案事業者の他に協力できる事業者との連携を認める。ただし、プロジェクト管理、システム保守運用等について業務を分担し、一体となって業務を遂行できる事業者組織とする。記載のなかった事業者の参加は原則認めない。

6. 選定方法について

選定は「公募型プロポーザル方式」とし、経済性にも優れた最も優秀なシステムを採用する。各事業者の提案書、業務実績書、経費見積書、要求仕様書等の内容について評価し、本業務を最も的確に遂行できると判断される事業者を本件の優先交渉事業者として選定する。

公平な選定を実施するために『伊勢崎市タクシー活用事業利用システム導入業者選定委員会』において、評価点方式による審査を行う。

(1) 一次審査

提案書、業務実績書、要求仕様書の内容について、「落札者評価基準」により評価する。その際、必要に応じてヒアリングを実施する。なお、審査対象が一社の場合には、プレゼンテーション及び二次審査は省略し選定する。

(2) 二次審査

一次審査の評価点が上位3者以内の事業者を対象にプレゼンテーション（デモンストレーションを含む場合もある。）を実施し、本業務における予定事業者として選定する。ただし、一次審査における最上位評価を得た事業

者と第2位以下の事業者の評価点に相当の差が生じた場合は、上位3事業者であっても以降の審査対象としないこともある。

プレゼンテーション開催の詳細については、一次審査結果通知時に通知する。

(3) 事業者の決定

(1) 及び(2)により選定された者、または、審査対象が一社のみであり、プレゼンテーション及び二次審査を省略した場合で(1)により選定された者は優先交渉事業者として通知する。その後、仕様等の確認や修正について双方の合意を経て、本事業の決定事業者となる。決定事業者となるまでの合意等が不調のときは、評価により順位付けられた上位の者から順に決定事業者に向けての合意調整を行う。

7. 提案書の作成について

(1) 共通事項について

- ① 提案書の提出は、1者につき1点とする。
- ② 日本工業規格A4用紙を縦に使用し左とじとすること。
- ③ 提案書の表紙には、社名及び代表者名を記載し、押印すること。
- ④ 紙媒体により正本1部、副本6部作成すること。また、電子媒体（CD-R又はDVD-R）に記録したものを1部提出すること。なお、電子媒体に記録するデータは、マイクロソフト社のWord、Excel、PowerPointのいずれか又はアドビ社のAcrobat Readerにて表示できる形式とすること。
- ⑤ 提案内容によっては、機能や実現方法について具体的に詳細を記載すること。
- ⑥ 提案書は30ページ以内（表紙は除く：両面印刷の場合は1葉2ページ）とすること。

(2) 提案書の構成について

提案書の構成は、下記の項目に則ったものとする。

- ① 貴社の概要
- ② 自治体への取組、業務実績
 - ※【様式2】の「業務実績書」及び「災害応急対策業務や事業継続に関する取り決め等の状況」についても記載し、提出すること。
- ③ 連携協力事業者（部分下請け事業者）
 - ※【様式3】の連携協力事業者（部分下請け事業者）についても提出すること。
- ④ 業務体制図 ※【様式4】の業務体制図についても提出すること。
- ⑤ システムの概要・機能
- ⑥ 操作性・システム応答性等の考え方（ユーザビリティ・ユーザインタフェース・画面構成等）
- ⑦ 導入スケジュール
 - 令和6年5月より作業を開始し、令和6年11月より運用を開始するものとして、貴社が考えるスケジュールを明記すること。
- ⑧ システム導入・支援体制・基本的な考え方
- ⑨ 障害、システムダウン対策（事前対策事項と障害発生後の対応等）
- ⑩ 個人情報保護対策、各種セキュリティ対策
- ⑪ 運用開始後の支援体制の基本的な考え方

- ⑫ マイナンバーカードを利用したPINなし運用に関する提案
- ⑬ その他有意な提案等

8. 経費見積書の作成について

以下の項目について、令和6年度の経費の見積書を提出することとし、見積書では提案内容を完結するために必要となる全ての経費を見積もること。なお、経費は全て税抜きでの記載をすること。

経費の見積りにあたり、次に示す条件での実施を想定した経費とすること。

- ・ 利用者想定数：令和6年度1,800人（令和8年度 10,000人予定）
- ・ タクシー事業者想定数：5社
- ・ 事業利用予定車両数：80台
- ・ タクシー事業者への支払い：月次集計の後、請求書提出から30日以内に行う
- ・ 本市が開催するタクシー事業者向け説明会に同席し次の対応を行う。
 - 市内1会場2回開催
 - タクシー事業者5社への事業者ごとの個別操作研修
 - 説明会資料作成及び説明
 - 質問への対応
- ・ タクシー事業者への車載端末80台（スマートフォンかタブレット端末）配布
 - 車載端末配布時期：令和6年9月

また、以下の項目以外にも必要と判断する費用については項目を明確に分かるよう追加し、可能な限り詳細な明細（「（表1）経費見積書」）を添付して提出すること。

（1）導入に係る経費

① システム導入費用

- ・ システム導入打合せ費用
- ・ 運用テスト、運用検証費用
- ・ システムカスタマイズ費用
- ・ 車載端末費用
- ・ 本件事業を行うにあたり、タクシー事業者から送付されたデータを閲覧可能なインターネット端末費用
- ・ 上記データを閲覧するためのインターネット環境設定費用
- ・ その他、システムの安定稼動のために必要な費用

② 説明会実施費用（タクシー事業者向け）

- ・ タクシー事業者向け運用マニュアル作成費用
- ・ その他、説明会実施のために必要な費用

③ その他導入経費

- ・ その他、導入にあたり必要となる経費がある場合は、今回の見積りに含め提示すること。

（2）運用経費

① システム利用料

- ・ システム利用料
- ②その他運用経費
 - ・ その他、運用にあたり必要となる経費がある場合は、今回の見積りに含め提示すること。
- (3) その他の経費
 - ・ 有意な提案があれば、独立してその費用を記載すること。
 - ・ 本件の見積りにおいて他に該当する項目が無く、かつ必要な場合に提示すること。

9. 要求機能一覧の回答作成について

要求機能一覧の回答作成にあたっては、仕様を理解した上で、次の要領で作成すること。

- ① 要求機能一覧の回答は、提案内容評価に利用し、契約時の仕様書として取り扱う予定である。
- ② 提出には、別紙2「要求機能一覧」を使用し、各要件に対する実現可否、実現のための対応等を記載すること。
- ③ 各要件に対する回答方法については、「対応」の欄に別紙「落札者評価基準」を基に記入すること。

10. システム納品に際して

(1) 引き渡し

システムは定められた期間内に引き渡すと共に、システム説明及び操作説明に必要な操作マニュアル等を整備し、十分な教育研修を行うこと。

なお、引渡し後のシステム管理についての範囲を御社・当方に分け、また有償・無償の何れであるかも明確にしておくこと。

(2) 運用マニュアル

運用開始時まで、管理者用、タクシー事業者の各運用マニュアルを準備すること。

(3) スケジュール案

運用を開始するまでのテスト期間等を含めた綿密なスケジュール案を準備すること。

11. 選定スケジュールについて

(1) 選定スケジュールについて

業者選定スケジュールは、次のとおりとする。

※日程等は変更となる場合があります。

項番	項目	日程
①	提案競技参加届提出期限	4月26日(金)午後5時
②	質問及び照会期限	5月2日(木)正午
③	質問及び照会の回答(予定)	5月2日(木)午後5時
④	提案書提出期限	5月10日(金)正午

⑤	一次審査結果通知	5月15日(水)頃を予定
⑥	プレゼンテーション	5月21日(火)頃を予定
⑦	二次審査結果通知	5月22日(水)頃を予定

(2) 資料提出について

① 提出書類及び提出期限

提出書類	部数	提出期限
提案競技参加届(様式1)	1部	4月26日(金)午後5時 (必着)
提案書 提案書(CD-R又はDVD-R) 別紙2「要求機能一覧」(回答) 様式2～様式4 (表1)経費見積書	正本 1部 副本 6部 ※CD-R又 はDVD-Rの 提出は1部	5月10日(金)正午 (必着)
納税証明書(滞納のない証明) 資格者証(ISMS等)の写し ※認証を受けている資格のみ	1部 1部	審査結果通知後提出のこと (最高得点者のみ)

② 提出先

〒372-8501

群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地

伊勢崎市都市計画部交通政策課

TEL : 0270-27-2734 (直通) e-mail : koutuu@city.isesaki.lg.jp

③ 提出方法

提出先へ事前に電話連絡の上、持参又は郵送すること。

※提案競技参加届は電子メールによる提出も可とする。この場合、送信後に電話にて着信確認すること。

※持参による提出可能時間は、本市の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時00分までとする。

ただし、5月10日(金)については、午前8時30分から正午までとする。

12. その他

(1) 質疑応答について

本提案依頼書に関する質疑応答は、次のとおりとする。

- ① 様式は、【様式5】を使用すること。
- ② 照会先は、11(2)の②に記載された提出先とする。
- ③ 照会方法は、電子メール(着信を確認すること。)のみとする。
- ④ 照会期限は、令和6年5月2日(木)正午までとする。

※これ以後の質疑は受け付けない。

⑤ 回答方法は、質疑集約後、令和6年5月2日（木）午後5時00分までに全事業者に対し、電子メールにより回答する。

⑥ その他

選定委員の役職・氏名及び他の参加事業者に関する質問については、一切応じない。

（2）参加資格について

次に掲げる条件を全て満たし、事業を安定的・円滑に実施できること

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に規定する者でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく入札参加の制限を受けている者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 伊勢崎市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑤ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税並びに本店及び委任先となる営業所の所在地の地方税に未納がないこと。
- ⑦ I S M S 認証又はプライバシーマークを取得していること

（3）企画提案書等の取り扱いについて

提出書類に記載された事項は、企画提案書とあわせて、契約時の仕様書として取り扱う予定である。

ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と受注者との協議により、項目の追加、変更又は削除、見積金額等の変更を行うことがある。

（4）提案書等の無効について

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 審査委員又は関係者に本企画に対する助言を求めた場合

（5）提案に関する留意事項について

- ① 本提案に係る諸経費等は、参加事業者の負担とする。
- ② 原則として、提出された書類等は返却しない。
- ③ 参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- ④ 提出された書類は、審査目的外の使用はしない。
- ⑤ 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- ⑥ 提出書類に含まれる著作物の著作権は参加事業者に帰属する。
- ⑦ 本提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。また、本業務への関わりがなくなった時点で、本市から配布された資料は返却し、その他知り得た情報については、適切に破棄すること。

（6）契約に関する留意事項について

① 契約不適合による修正責任期間

本業務で納品されるデータおよびシステムについて、契約の内容に適合しないものがあつた場合の修正責任期間は、原則としてシステムの運用開始から1年間とする。

また、当該修正にあたり、運用中の業務への影響を最小限に抑えること。

② 機密保持

受注者は本業務を施行中に知り得た内容について、他に漏らしてはならない。

③ 損害賠償

本業務遂行中に受注者が本市ならびに第三者に損害を与えた場合は、直ちに本市にその状況及び内容を連絡し、本市の指示に従うものとする。また、損害賠償の責任は受注者が負うものとする。

④ 事故

本業務中事故があつたときは、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因および経過、事故による被害の内容等について速やかに本市に報告することとする。

(7) 本市施設での作業上の注意

各施設内で作業を行う場合には、各施設が定める規則等に従うこと。

(8) その他

その他の契約に関する項目については、本市のホームページを参照のこと。

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/2799.html>